

関係例規の改正内容

南相馬市公共物管理条例

「別表に定める公共物使用料で、期間が1月に満たない場合の算出額に乗じていた100分の108を100分の110へ改正する」

南相馬市行政財産使用料条例

「土地使用料（単位：1日）で、期間が1月に満たない場合の算出額に乗じていた100分の108を100分の110へ改正する」

「市有地上にある建物の使用料（単位：1日）の算出額に乗じていた100分の108を100分の110へ改正する」

南相馬市都市公園条例

「公園施設の設置、管理（別表1）の使用料で、期間が1月に満たない場合の算出額に乗じていた100分の108を100分の110へ改正する」

南相馬市道路占用料徴収条例

「別表に定める占用料で、期間が1月に満たない場合の算出額に乗じていた100分の108を100分の110へ改正する」

南相馬市準用河川流水占用料等徴収条例

「別表に定める占用料で、期間が1月に満たない場合の算出額に乗じていた100分の108を100分の110へ改正する」

南相馬市簡易水道条例

「浦尻、村上、小高北部及び小高西部簡易水道事業の水道料金（別表第2）に乗じていた消費税及び地方消費税の税率を100分の105から100分の108へ改正する」

南相馬市下水道条例

「一般汚水及び公衆浴場汚水使用料（別表）に乗じていた100分の108を100分の110へ改正する」

南相馬市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例

「一般汚水及び公衆浴場汚水使用料（別表第2）に乗じていた100分の108を100分の110へ改正する」

南相馬市給水条例

「小高及び原町水道事業の料金（別表第2）に乗じていた100分の108を100分の110へ改正する」

「加入金の額（別表第3）に乗じていた100分の108を100分の110へ改正する」

南相馬市病院事業使用料及び手数料条例

「室料差額や各種証明書等（別表）で消費税及び地方消費税の課税の対象とされている部分がある場合、算定した額に乗じていた100分の108を100分の110へ改正する」

南相馬市工業用水道事業条例

「工業用水道料金（基本料金、特定料金、超過料金、減額）及び量水器使用料に乗じていた100分の108を100分の110へ改正する」

南相馬市工業用水道事業条例施行規程

「使用者へ負担させる給水施設の設置工事等に要する費用に乗じていた100分の108を100分の110へ改正する」